

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
	1	2	3	4 子育て ティーサロン 10:00-11:30	5	6
				田中先生の 健康相談 13:00-14:00		
7	8	9	10	11 祝日	12	13 休館日
	ぼっかばか プール (要予約)					
3B体操 A:高齢者体操 13:00-14:30 B:中高年体操 14:45-16:15			たまり場とよだ 16:00~18:30 豊田地区 センター2階			
14	15	16	17	18	19	20
豊田スクエア ステップ 10:00-11:30			子育てサロンの ～び♥のび お休み	子育て ティーサロン 10:00-11:30		
レコード喫茶 13:30-15:30		ご近所茶話会 お休み		田中先生の 健康相談 13:00-14:00		
21	22	23	24	25	26	27
	金井町スクエア ステップ 10:00-11:30 金井町内会館		介護者のつとめ 10:00-12:00	豊田育児教室 10:00-11:00		
3B体操 A:高齢者体操 13:00-14:30 B:中高年体操 14:45-16:15		AI・AI・AIの会 13:30-15:30 飯島町内会館				
28	29	30	31			
豊田スクエア ステップ 10:00-11:30				豊田地域ケアプラザ マスコットキャラクター りっぷるん		
3B体操 A:高齢者体操 13:00-14:30 B:中高年体操 14:45-16:15						

【8月のあいさつ標語】

あいさつは 心がゆれる 愛言葉

今月号の内容

子育て世代オススの
の公園



子育て世代を応援します！

子育て世代の声を集めました！みなさんのおすすめポイントですのでご参考になさってください。

発行：横浜市豊田地域ケアプラザ 栄区飯島町1368-10 TEL：864-5144 責任者：川田将之

豊田地区の子育て世代を応援します！

今回は子育て中のみなさまに豊田地区のおすすめ「公園」と「お気に入りポイント」を聞いてみました！公園で遊ぶことやお友達作りは、子育てに大切な場所です。ぜひ、参考に身近な遊び場を見つけてくださいね。

公園★1 長沼第1公園～電車公園～

長沼第1公園は、みなさまに「電車公園」とよばれています。公園が線路沿いにあるので電車をとても近くで見ることができます！気軽に何の準備もなく行ける公園で、忙しい子育て中の方には助かる居場所です。

「電車」好きな子どもはリピートしているそうです。園内は「ブランコ」「すべり台」「すな場」「鉄棒」があり、保護者が座って見守ることができる「ベンチ」もあります。



★おすすめの時間帯★
午前中（今はとても暑いので夕方も良かったです！）
★お気に入りポイント★
東海道線・横須賀線と電車がたくさん見られます。



住所：栄区长沼町294（コープ野村の横）

公園★2 西飯島第1公園～飯中前公園～

西飯島第1公園は、みなさまに「飯中前公園」とよばれています。園内は緑豊かでお花スポットもあり、さまざまな世代に親しまれる公園です。午前中はグラウンドゴルフが開催されたり、夕方になると小学生や中学生が遊びに立ち寄ることもあり、時間帯によっては賑わいます。遊具の配色がカラフルで「ブランコ」「すべり台」「すな場」「鉄棒」があり、簡単なボール遊びができる公園と人気があります。車の通りがほとんどないので、自転車の練習もできますよ！

★おすすめの時間帯★
午前中
★お気に入りポイント★
忙しい保護者のみなさんがちょっと休憩に利用できる「ベンチ」があります！



住所：栄区飯島町589-53（飯島中学校前）

公園★3 飯島長谷公園～ローラー公園～

飯島長谷公園は、みなさまに「ローラー公園」「はせこう」とよばれています。長い「ローラーすべり台」が人気です！遊具は他に「ブランコ」「すな場」「鉄棒」があります。午前中は貸し切り状態で遊べるのもひそかな噂になっています。

★おすすめの時間帯★
午前中
★お気に入りポイント★
「ローラーすべり台」

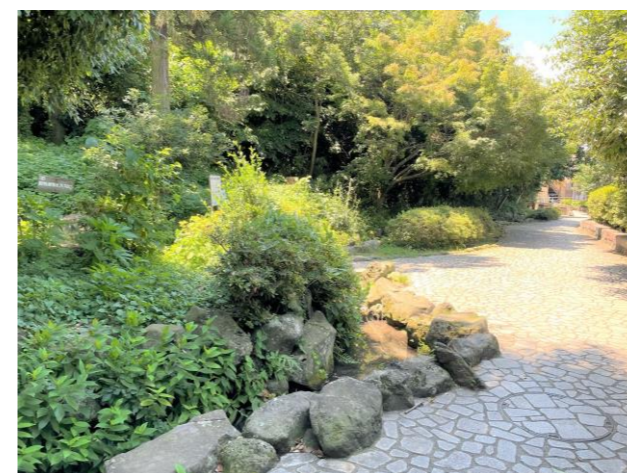


住所：栄区飯島町1296-23（お医者さんのまち奥）

公園★4 飯島市民の森～せせらぎ緑道～

市民の森の「飯島せせらぎ緑道」は緑が多く、のんびりと散歩でき自然とふれあう遊びも良いです。この時期は日影があるので子どもと一緒に過ごしやすいです！

★おすすめの時間帯★
午前中～お昼頃
★お気に入りポイント★
せせらぎとタイルの道が涼しげです。



住所：栄区飯島町2464（飯島上町商店街の裏）



～公園MAP～



ご紹介したオススメの公園の場所を地図で見られます。ぜひ参考にしてください。

社会福祉士 【宅ちゃんの後見申立日記】 その②

今回は、成年後見制度の申立てについてお話しします。

自分の代わりに金銭管理や契約をしてくれる人を家庭裁判所に決めてもらう制度です。

自分の生活を他人に委ねるので様々な書類が必要で、申立てにも決まりがあります。

(1) 申立てをする家庭裁判所は、本人の住所地を管轄している家庭裁判所です。

※栄区在住の方は横浜市家庭裁判所です

(2) 申立て人を決めます。本人、配偶者、4親等以内の親族、区長など。

※甥、姪、従兄弟はできません ※従兄弟嫁はできません



宅ちゃん

星野くん

次回、また続きます。よろしくお祈いします。